



# 保健だより

## 福祉保健センター

〒335-0022 戸田市大字上戸田5-6（「健康福祉の杜」敷地内）

☎ 446-6484 FAX 446-6284

開館時間 8:30～17:15

休日 第1・3日曜日、祝日、年末年始

戸田市福祉保健センター

最新の情報はホームページで確認！



※掲載している健診や教室などは、新型コロナの影響により中止や内容変更となる場合があります

## 妊婦・乳幼児のいる方へ

○ 妊婦・乳幼児の健診・学級など

福祉保健センター

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491 ※申込順

名称	とき	対象	内容
乳幼児健診	2/9(木) 2/7(火) 2/2(木) 2/14(火) 2/16(木) 2/1(水)	4か月児 ●R4年10月生 1歳児 ●R4年2月生 1歳8か月児 ●R3年6月生 2歳6か月児歯科健診 ●R2年8月生 3歳6か月児 ●R1年8月生 5歳児発達健診(予約制) ●年中相当児	・対象児の保護者には約2週間前に個別通知します。 ・受診に当たっては、通知内容を確認し、感染拡大防止対策にご協力ください。 ・詳しくは <a href="#">戸田市 乳幼児健診</a> で検索ください。
離乳食個別相談	2/20(月) ※時間予約制	R4年6月生まれ ※対象月齢外の方も空き状況により予約可能。詳しくは <a href="#">戸田市 離乳食個別相談</a> で検索ください	※相談時間は30～40分が目安です ☎12人 ☎母子健康手帳、バスタオル、筆記用具 ☎3回食への進め方・取り分けの方法など、離乳食に関する相談 ☎2/1(水)8:30～電話で <a href="#">要予約</a>
パパママ教室	3/10(金)、11(土)、13(月)、17(金)に開催予定。詳しくは	<a href="#">戸田市 パパママ教室</a> で検索ください。	

## 産後ケア事業

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491

産後に心身の不調を感じている方、家族から十分なサポートが受けられず育児に不安を抱えている方に、助産師などが家庭訪問をしてサポートします。一人で悩まずにご相談ください。詳しくは [戸田市 産後ケア](#) で検索ください。

## 母子健康手帳交付・妊娠届出

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491

インターネットで予約の上、福祉保健センターへ来所してください。詳しくは [戸田市 母子健康手帳](#) で検索ください。

## 産婦健康診査の助成

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

対象 令和4年4月1日以後、おおむね産後1か月に産婦健康診査を受診した市民(こころの健康チェック必須)

詳しくは [戸田市 産婦健康診査助成](#) で検索ください。

助成内容 上限5,000円

申請期限 出産後1年以内

## 定期予防接種対象者

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

予防接種は感染症から守ることを目的としています。効果や副反応について理解した上で実施医療機関に予約し、接種してください。対象年齢を過ぎると有料になります。詳しくは市の『保健ガイド』、市ホームページをご覧ください。

予防接種名		対象年齢	予防接種名	対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス(1価)	出生6週～24週*1	麻しん風しん混合(MR)	第1期 1～2歳未満
	ロタテック(5価)	出生6週～32週*1		第2期 小学校入学前の1年間
インフルエンザ菌b型(ヒブ)		生後2か月～5歳未満	水痘(みずぼうそう) 1～3歳未満	
小児用肺炎球菌(13価)			日本脳炎	第1期 生後6か月～7歳6か月未満
四種混合(DPT-IPV)		生後3か月～7歳6か月未満	第2期 9～13歳未満	
B型肝炎(HBV)		1歳未満	二種混合(ジフテリア・破傷風) 11～13歳未満	
BCG			ヒトパピローマウイルス(HPV)*2	小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子

\*1 生まれた日の翌日から起算します。出生6週とは、生まれてから6回目の、生まれた日と同じ曜日のことです

\*2 HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた女子を公費負担の対象とすることとなりました。接種の期間は令和4年4月～令和7年3月までの3年間となります。令和4年度に中学3年生および高校1年生になる方は、別途お問い合わせください

交通機関

- JR埼京線「戸田駅」から徒歩10分、「戸田ほほえみの郷」となり
- tocoバス西循環「健康福祉の杜」下車、徒歩2分

申込・問い合わせ

- 親子保健担当 ☎ 446-6491
- 成人保健担当 ☎ 446-6453
- 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

併設している団体

- 戸田市社会福祉協議会 ☎ 442-0309
- 障害者生活支援センターわかば ☎ 446-6785
- CAFEこるぼ ☎ 287-8633

対象は  
全て市民

## 成人の方へ

○ 健診・相談・教室など

福祉保健センター

問い合わせ 成人保健担当 ☎ 446-6453 ※申込順

名称	とき	対象	内容
いさざわやか相談	2/8(水) 3/8(水) ※時間予約制	満18歳以上の市民	☑ 歯の磨き方をはじめ、口の中のさまざまな不安を歯科衛生士にご相談ください ☑ 使っている歯ブラシ ※相談時間は1人1時間 要予約
【市民大学講座】 骨こつ教室	3/2(木) ①9:00~10:30 ②9:30~11:00 ③10:15~11:45	満18歳以上の市民 ※年度内、1回のみ	☑ 肩かかとの骨の骨量測定(かかをとを機械にのせるだけの簡単な検査)、結果説明、骨粗しょう症を予防するための生活習慣、歯周病予防の話 ☑ 40人 ☑ 受講票(後日郵送します) 要予約

名称	内容	相談時間など
こころの健康相談	こころの不調や不安を抱える方やその家族などからの相談に精神保健福祉士や保健師が応じます。 ひきこもりに関する相談も受け付けています。	■電話相談 月~土曜日、第2・4・5日曜日、 9:00~12:00、13:00~16:00 ■面接相談 要予約
個別健康・栄養相談	健康や栄養に関する相談に管理栄養士や保健師が応じます。 (健診結果、生活習慣改善、食生活改善、禁煙など)	随時 ※面接相談は 要予約

## 令和4年度 高齢者用肺炎球菌予防接種

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

下記の対象者は、公費助成が受けられます。公費助成が受けられる期間は、3月31日までです。接種が済んでいない方は早めに受けてください。

**対象者** 今まで1度も高齢者用肺炎球菌予防接種を受けたことがない方で、①または②に該当する方

①令和4年4月2日~令和5年4月1日の間に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方

②接種当日60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかの機能障害において、身体障害者手帳1級の方 ※身体障害者手帳を医療機関へ提示してください

**接種費用** 自己負担3,000円(生涯1回のみ) ※生活保護受給者、市民税非課税世帯の方は無料

**接種方法** ・医療機関に予約し、1月に郵送した「接種券(はがき)」を持って、医療機関で接種してください(紛失した方は再発行しますのでご連絡ください)

・生活保護受給者は「接種券」と「受給者証」を持って、医療機関で接種してください

・市民税非課税世帯の方が無料で接種する場合は**申し込みが必要**です。市内の公共施設に置いてある申込書(市ホームページからも取得可)に必要事項を記入し、63円切手を貼り郵送または直接福祉保健センターへ提出してください。無料券の申込期間は**2月28日(火)まで**となりますのでご注意ください

## がん検診

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

令和4年度のがん検診は2月28日(火)まで実施しています。詳しくは、対象者へ令和4年6月に送付した「がん検診のご案内」または市ホームページをご覧ください。不明な点は、お問い合わせください。

## 不妊治療費(先進医療)への助成

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

医療保険が適用される不妊治療と併せて先進医療(厚労省により告示された先進医療技術)を実施した方に対して、費用の一部を助成します。

**対象となる治療** 令和4年4月1日以降に開始された医療保険が適用される不妊治療と併せて実施される先進医療

**助成の対象要件** ①夫婦の双方または一方が市内に1年以上住民登録をしていること

②市税を完納していること

**助成内容** ①対象となる治療(先進医療)費用の7割

②医師の証明書(市不妊治療実施証明書)作成費用の全額

**助成額** 上限15万円(助成内容①と②の合計額から1,000円未満の端数は切り捨て)

**申請期限** 助成対象となる不妊治療を終了した日から1年以内

※詳しくは市ホームページをご覧ください

## 市不妊治療費助成事業(経過措置)

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、県不妊治療費助成制度は終了となりましたが、令和4年3月31日までに開始した特定不妊治療(体外受精および顕微授精)は、経過措置として1回のみ助成対象となります。県から不妊治療費の助成を受けた一定の要件を満たす方は、市の不妊治療費助成も受けられます。

**助成の対象要件** ①県不妊治療費助成制度による助成を受けていること

②夫婦の双方または一方が市内に1年以上居住していること

③市税を完納していること

**助成内容** 実施証明書に記載の領収金額から、県の助成金支給額を差し引いた金額に対し、7万円を限度に生涯において2回まで助成

**申請期限** 県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書の発行日から1年以内